

【正誤表】ラクラク突破の1級建築施工管理技士[実地試験]要点チェック2015

頁	該当箇所	誤	正
56	建設副産物対策の種類名	再利用(※1)	再使用
57	建設副産物対策の種類名	再利用(※2)	再生利用
99	「3   コンクリート打設」の[10]内	たて型シュート…<中略>…約2倍以上…<以下略>	たて型フレキシブルシュート…<中略>…約1/2倍以上…<以下略>
104	「2   型枠の設計」の[1]内	240kN/m <sup>2</sup>	24kN/m <sup>2</sup>
135	「4   マスク張り工法」の[2]と[3]	[2] ユニットタイルの裏面に [3] 張付モルタルの塗り置き時間は5分以内とする。	[2] 張付モルタルの塗り置き時間は5分以内とする。(※3)
136	図5と図6の図番号	図6   モザイクタイル張り工法 図5   接着剤張り工法	図5   モザイクタイル張り工法 図6   接着剤張り工法
145	「1   アルミニウム建具」の項目場号	すべて[1]となっている	[1]、[2]、[3]、[4]、[5]、[6]、[7]、[8]
174	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(適正化法)	第12条	第14条
175	「(施工体制台帳及び施工体系図の作成等) 第24条の7」の第1項		(ただし、平成27年4月1日より、公共工事においては下請合計金額の多寡にかかわらず、下請契約を結ぶすべての元請工事に対して施工体制台帳の設置が義務づけられることになった)(※4)
175	「(施工体制台帳及び施工体系図の作成等) 第24条の7」の第2項	特定建設業者	建設業者(※5)
175	「(施工体制台帳及び施工体系図の作成等) 第24条の7」の第3項	特定建設業者	建設業者(※5)
175	(施工技術の確保) 第25条の27	建設業者は、施工技術の確保に努めなければならない。 2 国土交通大臣は、前項の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。	建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。 2 国土交通大臣は、前項の建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。(※6)
179	EXERCISE[過去問題]平成24年[問題6-1]	考え方	考え方(平成27年4月1日の施工体制台帳に関する改訂があるので、この問題は民間工事の場合であるとする)(※6)
196	解答   問題5	2. 不適当な作業名:外壁シーリング 終了日:10月下旬 3. 開始日:7月中旬 終了日:8月上旬	2. 不適当な作業名:タイル張り 終了日:9月下旬 3. 開始日:7月上旬 終了日:8月下旬(※6)
207	解答   問題6	解答   問題6[参照179ページ]	解答   問題6[参照179ページ](平成27年4月1日の施工体制台帳に関する改訂があるので、この問題は民間工事の場合であるとする)(※6)
225	解答   問題6	解答   問題6	解答   問題6(平成27年4月1日の施工体制台帳に関する改訂があるので、この問題は民間工事の場合であるとする)(※6)
241	解答   問題6	解答   問題6	解答   問題6(平成27年4月1日の施工体制台帳に関する改訂があるので、この問題は民間工事の場合であるとする)(※6)

※1: 全部で5カ所

※2: 全部で7カ所

※3: [2]を削除し、[3]を[2]とします。

※4: 赤字で第24条の7の1項の最終行に追加します。

※5: 平成27年4月の改正で、施工体制台帳を作成するのは「特定建設業者」だけとは限らないので、単に「建設業者」とします。

※6: 下線の部分が追加あるいは修正箇所です。